

第一節 伊澤修二の「音楽傳習所」(仮称) 創設の構想

一 『學制』頒布と伊澤修二のアメリカ留学

明治五年、政府が統一的な教育制度を敷くために制定した『學制』は、まさに近代国家形成の象徴であった。この『學制』によって、小学校・中学校の普通教科に「音楽」つまり唱歌教育が「當分之ヲ缺ク」という但書つきであったが、必須科目として位置づけられたのである。このことは、『學制』そのものが、ほとんど外国の模倣であったとはいえず、その後のわが国の音楽教育確立のためには非常に幸いであった。

『學制』制定のために政府が前もって調査した主要な西洋の学校制度には次の二種類がある。一つは『和蘭學制』上下二卷(大學少亟内田正雄訳、開成學校、明治二年出版)である。特にオランダ學制が翻訳されたのは、オランダが進んでいたからというよりも、江戸時代以来蘭學が盛んであったので参考文献も多く、翻訳しやすかったという理由のようである。もう一つは『佛國學制』である。初編(卷之一、卷之二)および第二編(河津祐之閣、佐澤太郎訳)は明治六年九月、文部省出版、第三編(卷之一、卷之五、附録上下二卷)が明治九年二月に出版されている。『佛國學制』の出典は明らかではない。一八三〇年から一八四〇年頃の「教育法規」ではなかるうかと推定されている。出版が明治六年であるが、訳稿は明治五年以前にでき上がっていた。この両者の『學制』と明治政府の『學制』の学校教科に関する箇所は次のようになってい

『和蘭學制』

第一章、小學校ヲ二種ニ區別シテ、一ヲ通常ノ者トシ、一ヲ稍大ナルモノトス。通常ノ小學校ニ於テハ、左ノ科目ヲ教授ス。

(一)素讀 (二)習字 (三)算術 (四)文章 (五)蘭語ノ大意 (六)地理學ノ大意 (七)歴史ノ大意 (八)理學ノ大意 (九)唱歌

稍大ナルノ小學校ニ於テハ左ノ科ヲ増補ス。

(一)外國語學ノ大略 (二)算術ノ大意 (三)農學ノ大意 (四)體術 (五)圖畫 (六)女子ノ手業 (『明治文化全集・教育篇』昭和三年、五頁)

以下教場ならびに教師に関する規定があり、項を改めて公学校の規定がつづく。主要なものに次の条項がある。

全国各村に小學校を設く。

一村一學校にして足らざるときは數個を設く。

其村中の人口に應じて十分に之を備へ宗旨の區別なく村中童幼一般の用に供すべし教科の科目は少くとも第一章(一)より(九)までの學科を授くべし。且其進歩に従ひ(一)より(四)までの學科中一、二を増加しあるいは盡く之を教授すべし。

『佛國學制』「初篇卷之一小學校總論」より

小學に下等上等の二種あり。下等小學に缺くべからざる教科左の如し。

修身及び奉教の道 讀法 書法 佛國語學の大意 數學楷梯 佛國通用の度量 但上達せる生徒には史學の大意地理學の大意を加ふ

ることあり。又野畫及び唱歌を加ふることあり。

上等小學の教科は、下等小學の科に加ふるに左の件々を以てす。

幾何學の大意 實用幾何學 理學 博物學 唱歌 史學の大意

地理學の大意 但土地の形情により官の許可を受けて、當今通用の

外國語學一個或は數種、記簿法、圖書を加ふることあり。又實用重

學、天球學の大意 農學の大意 田舎活計法の大意、地方官事務の

大意を加ふることあり。

下等小學に入學を許すは六歳以上十三歳以下を以て限りとす。又

以上の諸規則は、女兒小學校にも適用すべきものなれども、女兒小

學校の目的とする處は自ら男子の小學校と異なるを以て稍々別則な

きを得ず。

女兒小學校も亦下等上等の別あり。

下等小學に缺くべからざる教科左の如し

修身及び奉教の道、讀法、書法、佛國語學の大意、唱歌、針線、

野畫

上等小學の教科は、下等小學の教科に加ふるに左の條件を以て

す。

算術、佛國語學、佛國地理學

明治政府の『學制』(明治五年七月「太政官布告」第二百十四号)より

今般被 仰出候旨モ有之教育之儀ハ自今尙又厚ク御手入可有之候

處從來府縣ニ於テ取設候學校一途ナラス加之其内不都合之儀モ不少

依テ一旦悉令廢止今般定メラレタル學制ニ循ヒ其主意ヲ汲ミ更ニ學

校設立可致候事

但外國教師雇入有之場所ハ當省ヨリ官員ヲ派出シ地方官協議之上

可及處分候條夫迄之處生徒教授向等不都合無之様可取計尤當出張

ヲ不待學制之目的ニ依リ成丈相運候様可致事

壬申七月

文 部 省

○學校ノ事

第二十章 學校ハ三等ニ區別ス大學中學小學ナリ學校教則書ハ別冊アリ

○小 學

第二十一章 小學校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ず學バズンバ

ルベカラザルモノトス之ヲ區分スレバ左ノ數種ニ別ツベシ然モ均

ク之ヲ小學ト稱ス即チ尋常小學女兒小學村落小學貧人小學私塾幼

稚小學ナリ其外廢人學校アルベシ

第二十二章 幼稚小學ハ男女ノ子弟六歳迄ノモノ小學ニ入ル前ノ端

緒ヲ教ルナリ

第二十三章 小學私塾ハ小學教科ノ免狀アルモノ私宅ニ於テ教ルヲ

稱スベシ

第二十四章 貧人小學ハ貧人子弟ノ自活シ難キモノヲ入學セシメン

爲ニ設ク其費用或ハ富者ノ寄進金等ヲ以テス是專ラ仁惠ノ心ヨリ

組立ルモノナリ仍テ仁惠學校トモ稱スベシ

第二十五章 村落小學ハ僻遠ノ村落農民ノミアリテ教化素ヨリ開ケ

ザルノ地ニ於テ其教則ヲ少シク省略シテ教ルモノナリ或ハ年已ニ

成長スルモノモ其生業ノ暇來リテ學ハシム是等ハ多ク夜學校アル

ベシ

第二十六章 女兒小學ハ尋常小學教科ノ外ニ女子ノ手藝ヲ教フ

第二十七章 尋常小學ヲ分テ上下二等トス此二等ハ男女共必ず卒業

スベキモノトス教則別冊アリ

下等小學教科

- 一 綴字讀竝盤上習字
- 二 習字字形ヲ主トス
- 三 單語讀
- 四 會話讀
- 五 讀本解意
- 六 修身解意
- 七 國體解意
- 八 書讀
- 九 解意竝盤上習字
- 十 算術九々數位加減乘除但洋法ヲ用フ
- 十一 養生法講義
- 十二 地學大意
- 十三 窮理學大意
- 十四 體操
- 十五 唱歌當分之ヲ缺ク

○中學

第二十九章 中學ハ小學ヲ經タル生徒ニ普通ノ學科ヲ教ル所ナリ分テ上下二等トス二等ノ外工業學校商業學校通辨學校農業學校諸民學校アリ

下等中學教科

- 一 國語學
- 二 算術
- 三 習字
- 四 地學
- 五 史學
- 六 外國語學
- 七 窮理學
- 八 圖畫
- 九 古言學
- 十 幾何學
- 十一 代數學
- 十二 記簿法
- 十三 博物學
- 十四 化學
- 十五 修身學
- 十六 生理學
- 十七 國體學
- 十八 政體大意
- 十九 國勢學大意
- 二十 奏樂當分缺ク

政府はほかに『西洋學校軌範』上下（小幡甚三郎訳、慶應義塾、明治三年二月出版）を含め數種の學校法を調査しているが、オランダとフランスに大いに影響されたことが明らかである。しかしながら、たとえ模倣であるにせよ、小学校においても、中学校においても、教育上全く準備のない唱歌の科目を設けたことに、いささか疑問が生ずる。オランダやフランスなど西欧諸國は唱歌が宗教つまりキリスト教と実生活に伴っ

て密着しているから、学校教育上重要な教科であることは当然である。

この国情の違いをどのように解したのであるうか。それについて次のような一つの見解が下されている。「學制が大體に於て西洋諸國の制度その儘の模倣であり、他面に於て漢學の影響を多分に受けて居た當時の人々が、儒教に於ける禮樂と云ふ言葉を恐らく考慮に置いて、音樂を教科目として採つたであらうと推察される」と。

(1) 明治五年七月「太政官布告」第二百十四号。

(2) 『本邦音樂教育史』東京音樂學校内、日本教育音樂協會編、昭和九年、六十五頁。

二 伊澤修二の文部省への働きかけ

このただ面目上の教科である唱歌の状況を憂慮しつつ、師範教育に従事していた伊澤修二は、明治八年（当時愛知師範學校校長）文部省の命による「師範學科取調べ」のためのアメリカ留学を機に、音樂研究施設の構想を練るのである。アメリカへはほか二名も同じ目的で派遣された。一人はのちに音樂取調掛で伊澤修二の片腕となる同郷（長野県）の神津專三郎、もう一人は高嶺秀夫である。高嶺は帰国後東京師範學校長となり、明治三十七年には東京音樂學校長となっている。伊澤修二はマサチューセッツのボストン郊外、ブリッジウオートル師範學校に入学した。當時を回顧した伊澤の手記によると、普通の学科や語学は努力次第でなんとかこなつて行けたが音樂だけはどうにもならなかつたと次のように綴っている。「從來の余の經歷談を讀んだ人は伊澤は音樂に於ては、最も得意であつたらうと想像するであらうが、事實は全くそれと正反對で、音譜などが殆んどものにならず1²だけは可いが3となり4となれば皆上り過ぎて、先生に叱られ自分は尙ほ種々に苦心したけれ共、それでも殆んど唱歌にならなかつた。そこで或時校長は余を招き『君はドウも唱歌が出来ぬといふことだが、それは實に無理もないことで、君は極東の日本國人であつて、貴國の音律は我米國のとは違つてをる、故に君だけに